

## インターネットバンキングを利用した

### 不正な資金移動による被害への補償対応について

#### 1. 補償の概要

当金庫では、インターネットバンキングを利用した不正な資金移動等によって、お客様の大切なご預金等が不正に引き出されることがないように対応しておりますが、万一このような被害に遭われた場合には、以下の補償基準等に基づき原則として当金庫が補償をいたします。

ただし被害に遭われた場合でも、被害額の全部または一部について補償いたしかねるケースがありますので、十分ご注意くださいようお願い申し上げます。

#### 2. 補償制度開始日

平成27年9月1日（火）

#### 3. 補償の上限額

ビジネスWeb ビジネスWEB-FB	契約者	1,000万円を上限として被害を補償いたします。
パーソナルWeb	個人	原則として被害額全額を補償いたします。
	法人	1,000万円を上限として被害を補償いたします。

※下記要件の有無により「補償対象外」または「補償減額」となる場合がありますので  
ご留意いただきますようお願い申し上げます。

#### 4. 補償の前提となる条件

- ①当金庫への速やかなご通知（通知日の前日から起算して30日以内の被害が補償対象）
- ②当金庫の調査に対する十分なお説明とご協力
- ③警察署への被害事実のお届出、十分なお説明と捜査へのご協力

#### 5. 「補償対象外」となりうる場合の要件

- ①契約者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人等の犯行であった場合
- ②契約者の従業員など会社関係者（法人役員の親族等を含む）の犯行であった場合
- ③被害状況の説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ④正当な理由なく、他人にID、パスワード等を回答した、あるいは、安易にお客様カード等を渡した場合

- ⑤パソコンや携帯電話等が盗難に遭った場合において、ID、パスワード等をパソコンや携帯電話等に保存していた場合
- ⑥ID、パスワード、お客様カード等を他人が容易に認知または盗取できる状態としていた場合
- ⑦被害者の故意、または、第三者からの指示または脅迫に起因して生じた被害である場合
- ⑧その他、上記と同程度の過失が認められた場合
- ⑨戦争、暴動、地震等による著しい社会秩序の混乱時に生じた被害の場合

6. 「補償減額」となりうる場合の要件

- ①当金庫が推奨する環境でサービスを利用していない場合（推奨環境についてはホームページ内の各商品の「サービスのご案内」に記載されている）
- ②当金庫が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起している方法でフィッシング画面等へ不用意にID、パスワード等を入力した場合
- ③インターネットバンキングに使用するパソコンに関し、基本ソフト（OS）やブラウザおよびウイルス対策ソフトを常に最新状態に更新していない場合
- ④Eメールアドレスを登録していない、または、登録している身に覚えのない取引が通知されているにもかかわらず当金庫に連絡がなかった場合
- ⑤その他、上記と同程度の過失が認められた場合
- ⑥ビジネスWebおよびビジネスWEB-FBでは電子証明書と利用者ワンタイムパスワード、パーソナルWebではログイン時ワンタイムパスワードの利用がない場合
- ⑦インターネット専用の無料ウイルスソフト（レポート等）を導入していない場合

7. 不正な資金移動等にお気づきになったときの連絡先

平日	9：00～17：00	浜松いわたEBサポートセンター 0120-186-131
	17：00～翌9：00	しんきんATM監視センター 06-6454-6631
土日・祝日	終日（24時間）	



平成31年1月21日